令和　　年　月　日

　大阪市旭区長　様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

関係資料（データ）の貸与依頼書

　次のとおり、関係資料の貸与を希望します。

　なお、資料の貸与にあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

１　案件名称

　　　令和７年度　区役所受電自動応答システム構築・運用保守業務委託

２　貸与資料

　　・旭区役所及び住吉区役所の既存電話回線情報

　　・旭区役所及び住吉区役所における受電数等調査結果（のべ17日間分）

　　・区役所代表電話からの転送件数データ（令和５年度分）

　　・新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型TYPE１）実施計画（抜粋）

３　連絡先

　　　担当者所属：

　　　担当者氏名：

　　　電話番号：

　　　メールアドレス：

　　　送付パスワード（※）：

　　　※ご記載いただいた任意のパスワードにて貸与資料を暗号化し、上記メールアドレスあてに電子メールにて送付します。

４　遵守事項

　　（利用の目的）

　　　第１条　当社は、当該案件の入札参加の目的（以下「本目的」という。）のためにのみ、関係資料の貸与を受けるものであり、本目的以外の目的のために貸与された関係資料に記載の情報（以下「本情報」という。）を利用しません。

　　（秘密の保持）

　　　第２条　当社は、本情報を秘密として保持するものとし、次項に定めるもののほか、第三者に対し開示しません。

　　　２　当社は、本目的を達成するため必要な範囲及び適切な方法で、当社以外（以下「協力会社等」という。）に対して本情報の開示を行いますが、協力会社等においても本遵守事項を遵守させ、開示した本情報に対する責任は当社が負うこととします。

　　　３　本目的を達するためであっても、本情報の必要以上の複製、印刷等を行いません。また、複製、印刷等した本情報は適切に管理を行い、第５条に基づき、適切に処理を行います。

　　（損害の補償）

　　　第３条　情報の第三者への流出が認められた場合は大阪市の調査に協力するとともに、万が一、当社の責められるべき事実により大阪市へ損害を与える事態となった際には、最大限の補償を行います。

　　（期間）

　　　第４条　前条までに定める秘密の保持は、本目的の達成後も当社において存続するものとします。

　　（本情報の廃棄）

　　　第５条　本情報、本情報の複製物及び印刷等した資料（大阪市へ提出したものは除く）は、令和７年７月31日（木）までに適切な方法により廃棄又は消去（媒体の破壊含む）します。また、廃棄が完了した旨を「関係資料（データ）の廃棄等証明書」により大阪市へ報告します。なお、大阪市から別に廃棄の指示を受けたときは、その指示に従います。